

学校法人廣池学園寄附行為

昭和 26 年 3 月 6 日制定

昭和 26 年 2 月 27 日認可

令和 3 年 6 月 10 日最近改正

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 この法人は、学校法人廣池学園と称する。

(事務所の所在地)

第 2 条 この法人は、事務所を千葉県柏市光ヶ丘 2 丁目 1 番 1 号に置く。

第 2 章 目的及び設置する学校

(目的)

第 3 条 この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、かつ道徳科学の教育理念に基づき学校教育を行い、国家、社会の発展と人類の安心、平和、幸福の実現に寄与できる人材を育成することを目的とする。

(設置する学校)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。

(1) 麗澤大学

大学院

言語教育研究科

経済研究科

学校教育研究科

外国語学部

外国語学科

経済学部

経済学科

経営学科

国際学部

国際学科

グローバルビジネス学科

(2) 麗澤高等学校 全日制課程普通科

(3) 麗澤中学校

(4) 麗澤瑞浪高等学校 全日制課程普通科

(5) 麗澤瑞浪中学校

(6) 麗澤幼稚園

(収益事業)

第5条 この法人は、その収益を学校の経営に充てるため、次に掲げる収益事業を行う。

- (1) 出版業
- (2) 物品(書籍、学用品、日用雑貨、医薬品、煙草及び塩)販売業
- (3) 飲食業(学生・生徒を対象とする軽飲食)
- (4) 不動産賃貸業

第3章 役員及び顧問

(役員)

第6条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 13人
- (2) 監事 2人以上3人以内

2 役員のうちには、各役員について、その配偶者又は3親等以内の親族が1人を超えて含まれることになってはならない。

(理事長及び常務理事)

第7条 理事のうち1人を理事長とし、理事総数(現にその職にある理事並びに第10条第3項及び第4項によって、なお、その職務を行う理事の総数をいう。以下同じ。)の過半数の議決により選任する。理事長の職を解任するときも、同様とする。

2 理事(理事長を除く。)のうち2人以上4人以内を常務理事とし、理事総数の過半数の議決により選任する。常務理事の職を解任するときも、同様とする。

3 常務理事のうち1人を、理事長の指名により収益事業担当とする。

(理事の選任)

第8条 理事は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) この法人の設置する大学の学長並びに高等学校、中学校及び幼稚園の長より理事会において選任した者3人。
- (2) 評議員のうちから、評議員会において選任した者4人
- (3) この法人に関係ある学識経験者のうちから、理事会において選任した者5人。ただし、内1人以上はこの法人の役員又は職員(学長、校長、教員その他の職員を含む。以下同じ。)でない者とする(私立学校法第38条第5項及び第6項の定めるところによる。)

2 前項第1号及び第2号の理事は、この法人の設置する学校の長又は評議員の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。

(監事の選任)

第9条 監事は、この法人の理事、学校法人の職員、評議員又は役員の配偶者若しくは3親

等以内の親族以外の者であって、理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。

- 2 前項の選任にあたっては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を選任するものとする。

(役員任期)

第10条 役員任期は、3年とする。ただし、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とすることができる。

- 2 役員は、再任されることができる。
- 3 役員は、任期満了の後でも、後任の役員が選任されるまでは、なお、その職務（理事長又は常務理事にあつては、その職務を含む。）を行う。
- 4 第8条第1項第2号の理事が、評議員の任期満了の後、第26条第3項の規定により、その職務を行う間は、第8条第2項の規定にかかわらず、なお、理事の職務を行う。

(役員補充)

第11条 この法人の理事又は監事のうち、その定数の5分の1を超えるものが欠けたときは、1月以内に補充しなければならない。

(役員解任及び退任)

第12条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事総数の3分の2以上出席した理事会において、理事総数の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。

- (1) 法令の規定又はこの寄附行為に違反したとき
 - (2) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき
 - (3) 職務上の義務に違反したとき
 - (4) 役員たるにふさわしくない非行があつたとき
- 2 役員は次の事由によって退任する。
 - (1) 任期の満了
 - (2) 辞任
 - (3) 死亡
 - (4) 私立学校法第38条第8項第1号又は第2号に掲げる事由に該当するに至ったとき

(理事長の職務)

第13条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

(常務理事の職務)

第14条 常務理事は、理事長を補佐し、この法人の業務を分掌する。

- 2 収益事業を担当する常務理事は、第5条の規定によって行う事業について、業務を掌理

し、この法人を代表する。

(理事長の職務の代理及び代行)

第 15 条 理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、あらかじめ理事会において定めた順位に従い、常務理事がその職務を代理し、又はその職務を行う。

(監事の職務)

第 16 条 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) この法人の業務を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) この法人の理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (4) この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 2 月以内に理事会及び評議員会に提出すること。
 - (5) 第 1 号から第 3 号までの規定による監査の結果、この法人の業務若しくは財産又は理事の業務執行に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを文部科学大臣に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。
 - (6) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して理事会及び評議員会の招集を請求すること。
 - (7) この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会に出席して意見を述べること。
- 2 前項第 6 号の請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の召集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。
- 3 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(理事会)

第 17 条 この法人に理事をもって組織する理事会を置く。

- 2 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。
- 3 理事会は、理事長が招集する。
- 4 理事長は、理事総数の 3 分の 2 以上の理事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から 7 日以内に、これを招集しなければならない。
- 5 理事会を招集するには、各理事に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を書面又は電子メールにより通知しなければならない。

- 6 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。
- 7 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。
- 8 理事長が第4項の規定による招集をしない場合には、招集を請求した理事全員が連名で理事会を招集することができる。
- 9 前条第2項及び前項の規定に基づき理事会を招集した場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。
- 10 理事会は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除き、理事総数の過半数の理事が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。ただし、第13項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りではない。
- 11 前項の場合において、理事会に付議される事項につき書面又は電子メールをもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席とみなす。
- 12 理事会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除き、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 13 理事会の議事について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

(議事録)

- 第18条 議長は、理事会の開催の場所及び日時並びに議事事項及びその他の事項について、議事録を作成しなければならない。
- 2 議事録には、議長及び出席した理事のうちから互選された理事2人以上が署名押印し、常にこれを事務所に備えて置かなければならない。
 - 3 利益相反取引に関する承認の決議については、理事それぞれの意思を議事録に記載しなければならない。

(業務決定の委任)

- 第19条 法令及びこの寄附行為の規定により評議員会に付議しなければならない事項その他この法人の業務に関する重要事項以外の決定であって、あらかじめ理事会において定めたものについては、理事会において指名した理事に委任することができる。

(顧問)

- 第20条 この法人に顧問を若干名置くことができる。
- 2 顧問は理事長の推薦により、理事会の意見を聞いて理事長が委嘱する。任期は3年とし、再任されることができる。
 - 3 顧問は理事長及び理事会の諮問に応え、又は理事会に出席して意見を述べるることができる。ただし、議決に加わることができない。

第4章 評議員会及び評議員

(評議員会)

第 21 条 この法人に評議員会を置く。

- 2 評議員会は、27 人の評議員をもって組織する。
- 3 評議員会は、理事長が招集する。
- 4 理事長は、評議員総数(現にその職にある評議員及び第 26 条第 3 項によって、なお、その職務を行う評議員の総数をいう。以下同じ。)の 3 分の 1 以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から 20 日以内に、これを招集しなければならない。
- 5 評議員会を招集するには、各評議員に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を、書面又は電子メールにより通知しなければならない。
- 6 前項の通知は、会議の 7 日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。
- 7 評議員会に議長を置く。議長は、評議員のうちから評議員会において選任する。
- 8 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その会議を開き、議決をすることができない。ただし、第 11 項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りではない。
- 9 前項の場合において、評議員会に付議される事項につき書面又は電子メールをもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
- 10 評議員会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 11 評議員会の議事について特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができない。

(議事録)

第 22 条 第 18 条の規定は、評議員会の議事録について準用する。この場合において、同条第 2 項中「理事」とあるのは、「評議員」と読み替えるものとする。

(諮問事項)

第 23 条 次の各号に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ評議員会の意見を聴かななければならない。

- (1) 予算及び事業計画
- (2) 事業に関する中期的な計画
- (3) 借入金(当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。)及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分
- (4) 役員に対する報酬等(報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。)の支給の基準
- (5) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- (6) 寄附行為の変更
- (7) 合併
- (8) 目的たる事業の成立の不能による解散

- (9) 収益事業に関する重要事項
- (10) 寄附金品の募集に関する事項
- (11) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

(評議員会の意見具申等)

第 24 条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。

(評議員の選任)

第 25 条 評議員は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 理事長 1 人、この法人の設置する大学の学長及び高等学校、中学校、幼稚園の長のうちから、理事会において選任した者 4 人
 - (2) この法人の職員のうちから、理事会において選任した者 6 人
 - (3) この法人の設置する学校を卒業した者で年齢 25 歳以上の者のうちから、理事会において選任した者 8 人
 - (4) この法人に関係ある学識経験者のうちから、理事会において選任した者 8 人
- 2 前項第 1 号及び第 2 号に規定する評議員は、理事長、学校の長又は職員の職を退いたときは、評議員の職を失うものとする。

(任期)

- 第 26 条 評議員(前条第 1 項第 1 号に規定する評議員を除く。)の任期は、3 年とする。ただし、欠員が生じた場合の補欠の評議員の任期は前任者の残任期間とすることができる。
- 2 評議員は、再任されることができる。
- 3 評議員は、その任期満了の後でも後任の評議員が選任されるまでは、なお、その職務を行う。

(評議員の補充)

第 27 条 この法人の評議員のうち、その定数の 5 分の 1 を超えるものが欠けたときは、1 月以内に補充しなければならない。

(評議員の解任及び退任)

- 第 28 条 評議員が次の各号の一に該当するに至ったときは、評議員総数の 3 分の 2 以上の議決により、これを解任することができる。
- (1) 法令の規定又はこの寄附行為に違反したとき
 - (2) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき
 - (3) 職務上の義務に違反したとき
 - (4) 評議員たるにふさわしくない非行があったとき
- 2 評議員は次の事由によって退任する。

- (1) 任期の満了
- (2) 辞任
- (3) 死亡

第5章 資産及び会計

(資産)

第29条 この法人の資産は、財産目録記載のとおりとする。

(資産の区分)

第30条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、運用財産及び収益事業用財産とする。

- 2 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入された財産とする。
- 3 運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中運用財産の部に記載する財産及び将来運用財産に編入された財産とする。
- 4 収益事業用財産は、この法人の収益を目的とする事業に必要な財産とし、財産目録中収益事業用財産の部に記載する財産及び将来収益事業用財産に編入された財産とする。
- 5 寄付金品については、寄付者の指定がある場合には、その指定に従って基本財産、運用財産又は収益事業用財産に編入する。

(基本財産の処分の制限)

第31条 基本財産は、これを処分してはならない。ただし、この法人の事業の遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て、その一部に限り処分することができる。

(積立金の保管)

第32条 基本財産及び運用財産中の積立金は、確実な有価証券を購入し、又は確実な信託銀行に信託し、又は確実な銀行に定期預金とし、若しくは定額郵便貯金として理事長が保管する。

(経費の支弁)

第33条 この法人の設置する学校の経営に要する費用は、基本財産並びに運用財産中の不動産及び積立金から生じる果実、授業料収入、入学金収入、検定料収入その他の運用財産をもって支弁する。

(会計)

第34条 この法人の会計は、学校法人会計基準により行う。

- 2 この法人の会計は、学校の経営に関する会計(以下、「学校会計」という。)及び収益事業に関する会計(以下、「収益事業会計」という。)に区分するものとする。

(予算、事業計画及び事業に関する中期的な計画)

第 35 条 この法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に、理事長が編成し、理事会において出席した理事の 3 分の 2 以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

2 この法人の事業に関する中期的な計画は、3 年以上 7 年以内において理事会で定める期間ごとに、理事長が編成し、理事会において出席した理事の 3 分の 2 以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

(予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄)

第 36 条 予算をもって定めるものを除き、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会において出席した理事の 3 分の 2 以上の議決がなければならない。借入金(当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。)についても、同様とする。

(決算及び実績の報告)

第 37 条 この法人の決算は、毎会計年度終了後 2 月以内に作成し、これにつき監事の意見を求めるものとする。

2 収益事業会計の決算上生じた利益金は、その一部又は全部を学校会計に繰り入れなければならない。

3 理事長は、毎会計年度終了後 2 月以内に、決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。

(財産目録等の備付及び閲覧)

第 38 条 この法人は、毎会計年度終了後 2 月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿(理事、監事及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。)を作成しなければならない。

2 この法人は、前項の書類、監査報告書、役員に対する報酬等の支給の基準及び寄附行為を各事務所に備えて置き、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、この法人は、役員等名簿について同項の請求があった場合には、役員等名簿に記載された事項中、個人の住所に係る記載の部分を除いて、同項の閲覧をさせることができる。

(情報の公表)

第 39 条 この法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく、インターネットの利用により、当該各号に定める事項を公表しなければならない。

(1) 寄附行為若しくは寄附行為変更の認可を受けたとき、又は寄附行為変更の届出をしたとき、寄附行為の内容

- (2) 監査報告書を作成したとき、当該監査報告書の内容
- (3) 財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿（個人の住所に係る記載の部分を除く。）を作成したとき、これらの書類の内容
- (4) 役員に対する報酬等の支給の基準を定めたとき、当該報酬等の支給の基準

（役員の報酬）

第 40 条 役員に対して、別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

（資産総額の変更登記）

第 41 条 この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により、会計年度終了後 3 月以内に登記しなければならない。

（会計年度）

第 42 条 この法人の会計年度は、4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終るものとする。

第 6 章 解散

（解散）

第 43 条 この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。

- (1) 理事会における理事総数の 3 分の 2 以上の議決及び評議員会の議決
- (2) この法人の目的たる事業の成功が不能となった場合で、理事会における出席した理事の 3 分の 2 以上の議決
- (3) 合併
- (4) 破産
- (5) 文部科学大臣の解散命令

2 前項第 1 号に掲げる事由による解散にあつては文部科学大臣の認可を、同項第 2 号に掲げる事由による解散にあつては文部科学大臣の認定を受けなければならない。

（残余財産の帰属者）

第 44 条 この法人が解散した場合（合併及び破産によって解散した場合を除く。）における残余財産は、解散のときにおける理事会において出席した理事の 3 分の 2 以上の議決により選定した学校法人又は教育の事業を行う公益社団法人若しくは公益財団法人に帰属する。

（合併）

第 45 条 この法人が合併しようとするときは、理事会において理事総数の 3 分の 2 以上の議決を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

第7章 寄附行為の変更

(寄附行為の変更)

第46条 この法人の寄附行為を変更しようとするときは、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

2 私立学校法施行規則に定める届出事項については、前項の規定にかかわらず、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣に届け出なければならない。

(書類及び帳簿の備付)

第47条 この法人は、第38条第2項の書類のほか、次の各号に掲げる書類及び帳簿を、常に各事務所に備えて置かなければならない。

- (1) 役員及び評議員の履歴書
- (2) 収入及び支出に関する帳簿及び証ひょう書類
- (3) その他必要な書類及び帳簿

第8章 公告の方法その他

(公告)

第48条 この法人の公告は、本学園の掲示場に掲示して行う。

(施行細則)

第49条 この寄附行為施行についての細則その他この法人及びこの法人の設置する学校の管理及び運営に関し必要な事項は、理事会が定める。

附 則

この法人の寄附行為は、文部大臣の認可を得て組織変更の登記をした日から施行する。

この法人組織変更当初の役員は、次のとおりとする。

理事長	廣池千英
常務理事	山本龍作
理事	富永眞造
同	進藤竹次郎
同	大竹平八郎
同	十川榮
同	堀口榮藏
同	杉本徳次郎
同	中田中
同	白木茂安
同	石井佐七

同 矢野浩藏
同 塚谷政藏
監事 香川景三郎
同 松並寅太郎
同 辰巳又四郎

附 則

この寄附行為の変更は、昭和 35 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この寄附行為の変更は、昭和 37 年 1 月 11 日から施行する。

附 則

この寄附行為の変更は、昭和 38 年 1 月 14 日から施行する。

附 則

この寄附行為の変更は、昭和 42 年 3 月 29 日から施行する。

附 則

この寄附行為の変更は、昭和 42 年 8 月 17 日から施行する。

附 則

この寄附行為の変更は、昭和 44 年 12 月 4 日から施行する。

附 則

この寄附行為の変更は、昭和 47 年 1 月 31 日から施行する。

附 則

この寄附行為の変更は、昭和 51 年 6 月 21 日から施行する。

附 則

この寄附行為の変更は、昭和 55 年 2 月 29 日から施行する。

附 則

この寄附行為の変更は、昭和 59 年 12 月 26 日から施行する。

附 則

この寄附行為の変更は、昭和 61 年 2 月 18 日から施行する。

附 則

この寄附行為の変更は、昭和 62 年 12 月 23 日から施行する。

附 則

この寄附行為の変更は、平成 3 年 10 月 20 日から施行する。

ただし、改正後の第 6 条、第 7 条、第 8 条、第 10 条、第 16 条、第 17 条、第 18 条及び第 19 条の規定については、平成 4 年 3 月 19 日から適用する。

附 則

この寄附行為の変更は、文部大臣の認可の日(平成 7 年 12 月 22 日)から施行する。

附 則

この寄附行為の変更は、文部大臣の認可の日(平成 8 年 12 月 20 日)から施行する。

附 則

この寄附行為の変更は、文部大臣の認可の日(平成 10 年 12 月 22 日)から施行する。

附 則

この寄附行為の変更は、文部大臣の認可の日(平成12年5月25日)から施行する。

附 則

この寄附行為の変更は、文部科学大臣の認可の日(平成13年5月15日)から施行する。

附 則

この寄附行為の変更は、文部科学大臣の認可の日(平成14年3月28日)から施行する。

附 則

この寄附行為の変更は、文部科学大臣の認可の日(平成17年6月6日)から施行する。

ただし、改正後の第6条第1項第1号、第7条第3項、第8条第1項、第14条第2項、第15条、第21条第2項、第25条第1項、第27条の規定については、平成19年3月19日から適用する。

附 則

この寄附行為の変更は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為の変更は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為の変更は、平成24年5月26日から施行する。

附 則

この寄附行為の変更は、平成25年5月25日から施行する。

附 則

この寄附行為の変更は、平成26年5月24日から施行する。

附 則

この寄附行為の変更は、平成27年5月23日から施行する。

附 則

この寄附行為の変更は、平成28年5月28日から施行する。

附 則

この寄附行為の変更は、文部科学大臣の認可の日(平成29年8月29日)から施行する。

附 則

この寄附行為の変更は、文部科学大臣の認可の日(平成30年8月29日)から施行する。

附 則

この寄附行為の変更は、文部科学大臣の認可の日(平成31年1月7日)から施行する。

附 則

令和2年3月18日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為の変更は、文部科学大臣の認可の日(令和2年8月17日)から施行する。

附 則

この寄附行為の変更は、文部科学大臣の認可の日(令和3年6月10日)から施行する。